



あきる野市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和8年5月11日

あきる野市監査委員 在 原 一 憲
あきる野市監査委員 子 籠 敏 人



あ健生発第11号
令和8年4月8日

あきる野市監査委員 在 原 一 憲 様
あきる野市監査委員 子 籠 敏 人 様

あきる野市長 中嶋 博幸



地方自治法第199条第14項に基づく通知について

このことにつきまして、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

1 監査の根拠法令及び区分

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

健康福祉部生活福祉課

3 監査の範囲

令和6年4月1日（月）から令和6年8月31日（土）までに執行した財務に関する事務等

4 監査の実施期間

令和6年9月9日（月）から令和6年11月25日（月）まで

5 措置内容

(1) 指摘事項

指摘事項	改善等措置
【生活福祉課】 (5) 嘱託医報酬基準の明確化について	【生活福祉課】 あきる野市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条第2項に基づき、令和8年3月11日施行の決裁を行い、報酬額を明確化したことで公平性や透明性が担保されるよう改善を図った。嘱託医の委嘱は毎年更新されるため、都度報酬額を見直し、報酬額を変更する場合には改めて決裁を行う。
【生活福祉課】	【生活福祉課】

(2) 意見・要望等

意見・要望等	改善等措置
【生活福祉課】	【生活福祉課】
【生活福祉課】	【生活福祉課】



あ総地発第6号

令和8年4月16日

あきる野市監査委員 在 原 一 憲 様

あきる野市監査委員 子 籠 敏 人 様

あきる野市長 中島 博幸



地方自治法第199条第14項に基づく通知について

このことにつきまして、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

1 監査の根拠法令及び区分

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

総務部地域防災課

3 監査の範囲

令和6年4月1日（月）から令和6年8月31日（土）までに執行した財務に関する事務等（関連する事務については、当該範囲の前後とする。）

4 監査の実施期間

令和6年9月9日（月）から令和6年11月25日（月）まで

5 措置内容

(1) 指摘事項

指摘事項	改善等措置
<p>(2) 庁用自動車の法定点検について</p> <p>地域防災課で管理している庁用自動車においては、道路運送車両法第48条第1項第3号に基づく1年の法定点検を実施していないことが判明した。</p> <p>法定点検は、車が安全に公道を走れるように、故障していないかなどを事前に点検整備しておくことで、安全性を確保するとともに、事故を未然に防ぐ役割を担っている。</p> <p>また、運転する市の職員や道路を通行する市民等へのリスクの軽減を図るためにも重要な点検であるため、法の趣旨を再度理解するとともに、法令を遵守し、確実に実施されたい。</p>	<p>広報車両（白黒乗用車）については、令和7年度に1年点検を実施した。</p> <p>令和8年度に廃車する。</p> <p>令和7年度に広報車両（白黒軽バン）を購入した。本広報車両については令和8年度の法廷点検予算を確保しており、適切に点検整備を行う。</p> <p>消防車両についても、全車両1年点検を実施した。さらに、運用に支障の無いよう、定期的に団員による点検も実施している。</p>
<p>(4) JR秋川駅前交番用地の土地の賃料（借上料）及び土地使用貸借契約について</p> <p>JR秋川駅前の交番用地は、市がJRとの間で3年毎の土地賃貸借契約を結び、年間約170万円の賃料（借上料）を支払い、交番用地として警視庁に無償で使用させていることが確認された。</p> <p>経緯としては、平成6年12月に当時の秋川市長と警視庁警視総監との間で、同用地を福生警察署秋川駅前交番用地として無償で使用させる旨の土地使用貸借契約書を結んでいることが、同契約書の写しにより確認された。</p> <p>当時、新設の交番誘致が困難な中で、秋川駅北口の整備に当たり、市が警視庁と協議し、交番誘致した経緯により無償としたものと推察される。</p> <p>しかしながら、JRに支払う賃料（借上料）については、金額の根拠が市に示されておらず、妥当性が不明である。</p> <p>また、市と警視庁との間の土地使用貸借契約から約30年が経過し、市を取り巻く状況も変化していること、同契約書第3条により、特段の意思</p>	<p>秋川駅前交番使用者である警視庁及び、土地所有者であるJRと協議をした結果、令和8年度から交番用地については、警視庁とJRとの直接契約となった。</p>

表示があれば、契約期間等の見直しも可能なことなどから、他市の契約事例も参照して関係者間において協議し、同土地の賃料（借上料）及び土地使用賃借契約について、妥当性や透明性が担保されるよう対処されたい。

（５）放置自転車及び自転車等駐車場に係る費用について

市は、放置自転車に係る費用として、①放置自転車返還作業委託料、②引取通知郵券代及び③自転車再生委託料を、また、自転車等駐車場に係る費用として、場内の電気料や整理委託料などを支出している。しかしながら、各所有者及び使用者の負担は規定されていないこと、他市では放置自転車の引取手数料や自転車等駐車場の使用料を有料化している流れがあることから、④所有者等の適正な費用負担と市の使用料収入促進について検討されたい。

（６）コミュニティ会館及び学習等供用施設の使用料及び納付書の送付方法について

コミュニティ会館及び学習等供用施設の使用料は、平成12年4月に策定した「あきる野市施設使用料基本方針」に基づき、同年6月及び12月に「あきる野市コミュニティ会館条例」及び「あきる野市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例」において改定された。その後、平成17年6月の文言等の一部改正はあったが、使用料については、平成19年5月に策定された「あきる野市行政改革推進プランの5つの行動計画」による「受益者負担適正化計画」により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期間を除き、3年毎に使用料の見直しが検討されたが、使用料の改定はされていない。このことから、今後は、固定資産税の対象となる土地及び家屋の評価替えや市を取り巻く状況の変化等も考慮し、使用料を見直すなど検討されたい。

①の放置自転車返還作業委託は、駐輪場内の長期放置自転車を移動整理した際に管理上施錠おり、通知により所有者が受取に来た際に解錠して返還する作業を委託するものである。所有者に施錠された自転車も多くあることから、今後は施錠など手を加えず、放置状態のまま移動整理し、所有者に受取を願うことで作業委託費を削減する。

②の引取通知郵券代については、引取を促す必要があることから今後も実施する。この郵券代は、所有権が市に移った自転車の売り払いによる収入から充当する。

③自転車再生委託料は、市に所有権が移った再生可能自転車を公共施設等で再利用するための費用であり、必要と考えている。

④有料化については、受益者負担の原則や他の自治体の導入状況や民間手法の活用について確認している。本市においては、通勤や通学にJRを利用する人が多く、利用者にとって駅に行くための手段に自転車を利用する方も多い。これは自宅から駅までの距離や利用できる交通機関があるかどうかなど、時間や経済的な面からの選択である。そうした意味から、受益者負担の考え方一方で、市民生活支援という視点も考慮しなければならない。暮らしやすいあきる野市の住民サービスとして、どのように駐輪環境を提供していくかを本市の実態を踏まえた調査研究を行う。

令和7年度に全庁的に実施した受益者負担適正化の検討で、コミュニティ会館及び学習等供用施設の使用料について、令和8年4月1日から時間単価を一律50円増額改定した。

令和7年あきる野市議会第1回定例会9月定例会議であきる野市コミュニティ会館条例及びあきる野市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例を改正した。

登録コミュニティ団体への請求方法を令和8年度から、従来の年4回の納付書送付から、年4回指定した期間に市役所（地域防災課）で納付書を受け取り支払う方法に変更した。

令和7年度の登録団体に対して、令和8年度からの支払方法について複数回周知した。

また、令和8年度の登録団体募集案内に、令和8年度から請求方法が変更になることを記載し、周知を図った。

また、コミュニティ会館等の使用料の支払いに伴う納付書の送付方法について、登録コミュニティ団体に対しては、事務の効率性のため、納付書を市費で郵送しているが、個人利用の方には窓口で手渡している。公平性や市費負担の軽減を図る観点から、団体に対する納付書の送付方法について検討されたい。

(10) 自転車等駐車場土地使用料について

市の自転車等駐車場土地に増戸商栄会が看板を設置していることについて、市は「あきる野市行政財産使用料条例」に基づき、看板の脚部の面積から使用料を算出し徴収している。しかしながら、看板については、占有床面積は狭小だが、占有する空間の体積が大きく、一般的な使用料等の算定方法では適当な使用料等が得られない可能性もあること、土地使用料について、看板の場合の基準を別途設けている自治体もあることから、今後、市として、行政財産の使用料の算定について検討されたい。

以下のことから、条例改正のない限り、現契約の内容変更は必要無いと考える。

駐輪場内への看板設置に対する現在の行政財産使用料の徴収方法は、市の条例に基づいて行っている。使用面積については底地を基準にしており、上方に向かって占められる面積については加味していない。もし、不当に上方に伸ばすことがあれば、駐輪場の管理上支障が出るため土地の使用は認めない。

また、武蔵増戸駅に設置されている増戸商栄会の看板は、単に事業所を宣伝し案内するものではなく、観光地や公共施設なども掲載した増戸地域の案内看板の役割も担っており、公益性がある看板と認識している。

行政財産の使用料算定方法については、様々な公共施設やその用地、立地条件、使用方法等を踏まえ、検討する必要があることから、他の自治体の実態等を調査研究します。

(2) 意見・要望等

意見・要望等	改善等措置
なし	